

# 研修報告

H20/6/30～H20/7/1（2日間）

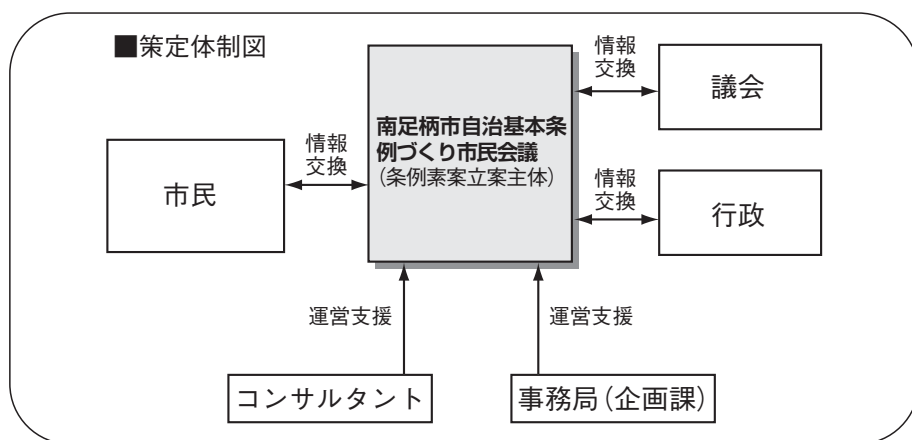
参加者 議員12名  
町長  
議会事務局長

南足柄市

## 自治基本条例

平成21年3月制定を目標

- ①公募による市民会議メンバー12名を中心に策定
- ②それを市長が議案にして議会に上程、制定する



自治基本条例とは、主権が住民にあることや、情報の共有、行政への参画、協働のルールなどを定めるものであり、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定める条例で、まちづくり条例といわれることもあります。また、地方分権一括法の施行や、三位一体改革の進展などにより地方分権がすすむなか、自治体は、自己決定・自己責任の原則に基づいて意思決定を行い、地域の特性を生かした独自のまちづくりを行う自立した自治体運営が求められています。そこで、自治基本条例のような規範を定める意義が高まっています。

他に、指定管理者制度についても研修をしました。



南足柄市での研修風景

それぞれの置かれた状況の域社会の課題などに対し、どのような方法により取り基本的理念や仕組みを、具に規定されていることがよ

先進地に  
学ぶ

# 池田町議会

湯河原町

先に作られた自治基本条例につづき  
平成18年12月、議会基本条例を制定  
(全国の町議会では北海道栗山町  
について2番目)

議会基本条例とは、議会の役割や議会と住民との関係、議会と首長との関係、議会と議員が負わなければならない責務などを明確にするとともに、議会のあるべき姿、進むべき方向、議会運営のルール等を定めることで、住民の負託に応える地方主権にふさわしい議会を目指そうとするためのものです。

条例は前文と15条で構成。前文では「議会は、二元代表制の下で、執行機関を監視するとともに、政策を形成する権限と責任を有している」と強調、「町民とともに汗を流す町民協働の議会運営を行うとともに、活力ある地域づくりを進めることを誓約して、基本条例を制定する」と宣言している。

議会の運営原則として、▷政策中心の運営▷町民参加と町民協働の運営▷町民に説明責任を果たす透明性と応答性のある運営——の3点を挙げる。議員の責務の中では「議会が言論の府であることを認識し、議員間の自由討議を尊重する」ことをうたっている。

町長が重要政策を決定しようとするときは「あらかじめ議会又は議員の意見を聴く」努力義務を課し、議会の議決を得るべき政策案を提案する場合、①政策を必要とする原因、背景②当該案以外の代替案の内比較検討結果④町民参加の実施状況とその内容⑤参考にした情報⑥総合計画上の根拠又は位置づけ⑦必要な財政措置（職員人件費含む）の見込み⑧その他政策の決定に当たり必要と認められる情報——を議会側に明らかにすることを規定。



湯河原町での研修風景

いずれの自治体においても、なか、各自治体が抱える地どのようなことを大事にし、組むべきか、自治体運営の体的に条例という形で法的く理解できた研修であった。